213174 武藤　輝雄
213202 和田　修司
213267 仮屋　和博
213295 北村　邦彦
213309 内田　敏文
213327 鈴木　正一
213365 久保　広幸
213412 松江　正幸
214521 髙橋　雅裕
214562 中野　厚徳
214601 伊藤　裕司
214623 奥　直久
214636 加藤耕一郎
214694 清水健二郎
214729 永井　久義
214755 福井三佐子
214759 藤倉　一巳
214776 松本　敏明
214808 荒牧　国紀
214834 安藤　雅人
214917 岡　晃敏
214942 河合　利明
214950 汐崎　貴善
214957 谷口　修
214965 西風　徹
215005 別府　岳明
215013 布野真由美
215018 大下　晋一
215063 佐藤　毅
215065 荒井　伸明
300027 兼為勇次郎
300040 古林　研作
300042 中沢映三郎
300054 猪狩　幹夫
300066 岡部　穂積
300215 洲崎　章弘
300252 下河　邦彦
300254 金野登美子
300270 坂田　健司
300277 吉田　弘
300286 佐藤　徹
300536 前田　隆
300547 河田　博夫
300553 舘　洋
300572 守田　嘉夫
300578 貝原　豊
300581 伊藤　猛雄
300582 髙橋　一
300587 髙木　朗
300588 嘉村　久光
300590 澤和　英夫
300620 立山　忠春
300633 林　雄一
300639 秋永　洋一
300949 出川　克己
300953 原　司
300987 福島俊一郎
300996 實谷　光教
301021 山川　哲也
301046 服部健吉郎
301061 北口　重徳
301087 加藤　一夫
301470 岸田　秀明
301481 髙橋　繁夫
301493 手島　大輔
301506 菊岡　秀次
301523 日下　智史
301539 小林　睦人
301542 小川　雅之
301548 横山　秀樹
301554 大島秀一郎
301564 小澤　裕司
301576 荒川　保則
301578 岩戸　章稔
403014 前田　公彦
407459 神間　清展
407475 立山　裕二
407484 飯田　卓美
407513 猿谷　清吾
407525 松田　直樹
407526 小泉　哲男
407578 萩原　壽昭
407631 水上恵二朗
407655 廣渡　敏春
407689 樺沢　力
407692 小早川直樹
407724 山口　宏和
407732 吉田　文彦
407775 大坪　隆志
700021 下地　健一
700024 松繩　正彦
800024 安藤　研一
大友　茂
竹内　明夫
小川　徹
松島　敏恵
松嶋　隆士
中尾　友一
岩井慶一郎
谷本　和広
藤永　健二
小柳　恒一
山本　昇
佐藤　晋治
片野　敏郎
中野　孝
高井　憲彦
井上　徳彦
越沼　尚美
冨島　正雄
吉松　隆
伊藤　崇紀
細田　篤
臼井　敏行
伊藤　明子
奥村　将平
鈴木　卓馬
亀尾　亮介
福井　開三
池　尚史
杉村　剛
福冨　弘敦
髙見　幸嗣
長島　弘

**○国土交通省告示第六百三十九号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成二十五年一月二十四日から平成三十四年三月三十一日まで
三　施行地区　東京都昭島市福島町、築地町、中神町及び立川市泉町の各一部
四　土地区画整理事業の名称　昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業
五　事務所の所在地　東京都立川市曙町二丁目二十一番一号立川クレスト・ロータス二階独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部東京西部都市再生事務所
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十五年一月二十四日
七　事業計画の変更認可の年月日　平成二十七年五月十二日

**○国土交通省告示第六百四十号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第五回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十年十一月十二日から平成三十四年三月三十一日まで
三　施行地区　埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目四十二番地七
四　土地区画整理事業の名称　さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目四十二番地七
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十年十一月十二日
七　事業計画の変更（第五回）の認可の年月日　平成二十七年五月十二日

**○東北地方整備局告示第百一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十七年五月十一日

東北地方整備局長　縄田　正

| 路線名 | 工事区間 | 工事の種類 | 工事開始の期日 |
|---|---|---|---|
| 三百九十九号 | いわき市小川町上小川字沼から同市小川町上小川字上戸渡まで | 改築 | 平成二十七年五月十二日 |

**○関東地方整備局告示第二百五十四号**

多摩川水系に係る指定区間外の一級河川多摩川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十七年五月十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和二十九年六月三十日付け神奈川県告示第三百七十五号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

**○北海道開発局告示第八十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年五月十二日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画下水道事業十勝川流域下水道
三　事業施行期間　自平成二十五年七月二十二日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし